

レドックス R&D 戦略委員会
Association for Redox Research & Development Initiatives (ARRIVES)

定款

総則

- 第一条 本会はレドックス R&D 戰略委員会（Association for Redox Research & Development Initiatives (ARRIVES)）と称する。
- 第二条 本会の事務局を会長の所属する機関内に置く。
- 第三条 本会は、産学官連携による「技術情報交換」および「実用化」の支援等によりレドックス反応に関する研究および臨床応用の発展を図ることを目的とし、またこの目的達成に必要な下記の事業を行う。
- (1) 研究会の開催
 - (2) 講演会、シンポジウム、フォーラム、ワークショップの開催
 - (3) 研究連絡会の開催
 - (4) その他のレドックス研究活性化のための事業

会員

- 第四条 本会は本会の目的に賛同するものを持って構成し、会員の種類は正会員および賛助会員とする。会員は本会の行う諸事業に参加することができる。
- 第五条 正会員は、生体におけるレドックス反応に関する領域の研究者で、本会の目的に賛同する者とする。
- 第六条 賛助会員は、本会の目的に賛同し本会の事業を援助する個人または団体とする。
- 第七条 会員の入会と退会に関しては、レドックス R&D 戰略委員会運営細則（以下細則という）にて別に定める。

役員

- 第八条 本会に次の役員を置く。
- (1) 会長 一名
 - (2) 運営委員 学界および企業よりそれぞれ若干名
 - (3) 会計監事 二名
- 第九条 会長は総会の議決を経て正会員の中より選出され、本会を代表して会務を統括する。
- 第十条 運営委員ならびに会計監事の選出方法は、細則にてこれを定める。
- 第十一条 運営委員は本会の運営、庶務、経理その他の会務を分掌し、必要に応じて運営委員会を開くものとする。運営委員会は会長および運営委員をもって構成する。

第十二条 会計監事は本会の会計状況を監査し、総会に報告する。

第十三条 会長、運営委員、会計監事の任期は二年とし、再任を妨げない。

任期の終了前に退任した役員の補欠として選任された役員の任期は、退任した役員の任期の満了する時までとする。

役員は、第八条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なお役員としての権利義務を有する。

役員の解任

第十四条 会長が次の各号の一に該当するときには、総会の議決によって解任することができる。この場合、総会において議決する前に、その役員に意見を陳述する機会を与えなければならない。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えられないとき。

第十五条 会長を除く役員が次の各号の一に該当するときには、決議について特別の利害関係を有する運営委員を除く運営委員の3分の2以上の決議によって解任することができる。この場合、運営委員会において議決する前に、その役員に意見を陳述する機会を与えなければならない。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えられないとき。

総会

第十六条 総会は本会の最高決定機関であって、会長が毎年一回これを招集する。総会議長の選出方法ならびに総会の承認基準は細則による。

第十七条 次の事項は総会の承認を必要とする。

- (1) 会長の選出
- (2) 会則の制定と改廃
- (3) 会費の額の変更
- (4) 予算ならびに事業の計画
- (5) 会計監査報告
- (6) その他本会に関する重要な事項

会計

第十八条 本会の経費は、会費、各種補助金、寄付金および預金利息等をもってこれに充てる。会費の金額は細則にてこれを定める。

第十九条 会員は定められた年会費を納入しなければならない。ただし、運営委員会の承認を得た場合は、後納を認めることができる。

第二十条 本会の事業年度は、毎年四月一日より翌年三月三十一日までとする。

その他

第二十一条 役員の他にアドバイザリーボードと顧問を若干名置く。アドバイザリーボードおよび顧問の委員は会長の招聘に応じてオブザーバーとして運営委員会に参加し会の運営方針などについて助言する。

付則

本定款は令和二年八月八日より施行する。

本定款は令和七年四月二十三日に改定し同日より施行する。

レドックス R&D 戦略委員会
細則

会員の入退会

- 一. 本会に入会を希望する者は、本会事務局で定める書式に記入して事務局へ提出すること。入会を認められた会員は、当該年度の会費を年度内に収めるものとする。
- 二. 会員は会長に届け出てその許可を得て退会することができる。
- 三. 会長は次の会員を退会させることができる。
 - (1) 会費を三年以上滞納した会員
 - (2) 運営委員会で理由を挙げて本会会員として不適当と決議された会員
- 四. 年会費の滞納により退会となった会員が、退会時までの未納分の年会費を全額納入した場合、運営委員会の承認を得て復会を認めることができる。

会費

- 五. 正会員の年会費は3,000円、学生会員の年会費は1,000円、賛助会員の年会費はA会員一口200,000円、B会員一口50,000円とする。既納の会費は、理由の如何に関わらず返還しない。
- 六. 年会費は原則として事業年度末までに納入するものとする。ただし、やむを得ない事情がある場合は、運営委員会の承認を得て、後納することができる。

総会

- 七. 総会は、総会員の2分の1以上出席しなければ議事を開き議決することができない。ただし、当該議事につき、書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 八. 総会議長は運営委員の互選によりこれを選出する。総会の承認は出席者の多数決による。賛否同数の場合は議長がこれを決する。
- 九. 本則第十六条の規定に関わらず、会長は必要と認められる時には臨時総会を招集することができる。

役員

- 九. 本会の運営委員ならびに会計監事は、当面、正会員の中より会長が委嘱する。

その他

- 十一. アドバイザリーボードおよび顧問は会員・非会員を問わず、会長が委嘱する。

令和二年八月八日 施行

令和三年四月二十二日 改定
令和七年四月二十三日 改定